

南部町一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年1月1日南部町条例第145号。以下「条例」という。）及び南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成18年1月1日南部町規則第102号。以下「規則」という。）に定める一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可に関して、必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物の範囲)

第2条 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可に係る廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 引っ越し等に伴い家庭から排出される臨時ごみ
- (2) 事業活動により排出される事業系一般廃棄物

2 一般廃棄物の収集運搬の許可に際し、取扱う廃棄物の区分及び使用可能な車両は別表に定めるとおりとする。

(許可基準)

第3条 一般廃棄物の収集運搬業に係る許可の基準は第1号から第9号及び第12号に掲げるとおりとし、一般廃棄物の処分業に係る許可の基準は第10号及び第11号に掲げるとおりとする。

- (1) 許可の申請をした者（以下「申請者」という。）自ら業務を実施すること。
- (2) 申請者（法人にあっては、その役員又は従業員）が財団法人日本環境衛生センターが主催する一般廃棄物の収集運搬・処分手業者セミナー又は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する産業廃棄物処理業許可申請講習会（新規）を修了していること。
- (3) 走行中に一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのない運搬車を有すること。
- (4) 原則として、自動排出機能を有する運搬車を有すること。
- (5) 運搬車の保管場所及び洗車設備を有すること。
- (6) 生活環境の保全上支障がなく、かつ適正に処理することが確実であると認められること。
- (7) 許可の申請の際、現に申請者に市町村税の滞納がないこと。
- (8) 取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。
- (9) 収集区域と運搬先が一般廃棄物処理事務組合の区域と合致していること。
- (10) 処分方法及び処分先が適正であること。
- (11) 処理施設の種類、数量及び設置場所が適正であり、かつ処理能力が十分に備わっていること。
- (12) 南部町内に住所（法人にあっては、事務所又は事業所）を有すること。ただし、八戸自動車道区域内の一般廃棄物の収集運搬業に関しては、南部町外に住所を有していても可とするが、東日本高速道路株式会社と管理業務等について協定書を締結していること。

(添付書類)

第4条 規則第7条第1項第1号の事業計画は様式第1号のとおりとする。

2 規則第7条第1項第3号の履歴書は様式第2号のとおりとする。

3 規則第7条第1項第6号の町長が必要と認める書類は、一般廃棄物の収集運搬業に係る許可の申請にあっては第1号から第13号までに掲げるとおりとし、一般廃棄物の処分業に係る許可の申請にあっては第14号から第18号までに掲げるとおりとする。

- (1) 営業許可経歴書
- (2) 契約事業所一覧表（様式第3号）
- (3) 収集及び運搬並びに処分に関する料金表
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 承諾書（様式第5号）
- (6) 収集及び運搬並びに処分に業務に関する組織図
- (7) 運搬車一覧表（様式第6号）
- (8) 運搬車の正面及び側面のカラー写真
- (9) 運搬車に係る自動車検査証の写し
- (10) 運搬車に係る自動車損害賠償責任保険証の写し
- (11) 運搬車に係る自動車保険契約を締結していることを証する書類の写し
- (12) 車両整備計画書（様式第7号）
- (13) 一般廃棄物収集運搬計画書（様式第8号）
- (14) 処分計画書（様式第9号）
- (15) 処理フローシート
- (16) 処理施設の位置図及び見取図
- (17) 処理施設の構造図及び処理設備の設計図
- (18) 処理設備の設計計算書及び仕様書

（実地検査）

第5条 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可申請の審査に当たっては、申請に係る事項について実地検査し、設備の状況その他必要な事項を確認するものとする。ただし、許可の更新申請の場合において、既に確認した事項に変更がないときは、当該事項の確認を省略することができる。

（許可条件）

第6条 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可には、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 許可に係る区域外において業務をおこなわないこと。
- (2) 一般廃棄物の分別収集を徹底し、資源物の回収を積極的に実施すること。
- (3) 許可に係る運搬車以外の車両で一般廃棄物の収集及び運搬を行わないこと。
- (4) 許可に係る運搬車の両側面に許可を受けた者の氏名又は名称及び許可を受けている旨を表示すること。
- (5) 許可に係る運搬車を常に整備し、良好で清潔な状態を保つこと。
- (6) 収集及び運搬時に道路を汚したときは、速やかに清掃すること。
- (7) 収集した一般廃棄物を町長が指示した処理施設に搬入すること。
- (8) 処理施設への搬入に当たっては、係員の指示に従うとともに、搬入する一般廃棄物の検査に協力すること。
- (9) 従業員に対する教育を徹底し、一般廃棄物の処理に関する知識の向上を図ること。
- (10) 事故等が発生した場合は、速やかに報告すること。

- (1 1) 各自における収集及び運搬並びに処分の状況を 4 月分～ 9 月分、 1 0 月分～ 3 月分をそれぞれ翌月の 1 0 日までに町長に報告すること。

(許可申請手数料等)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項第 1 号により、一件あたり 3, 0 0 0 円とする。

- 2 許可区域については、現在一般廃棄物処理事務組合の区域別により福地地区と名川、南部地区に分けて申請し手数料を納付すること。

別表 (第 2 条関係)

	取扱う廃棄物の区分	収集運搬車両
1	一般廃棄物全般 (厨芥類含む)	パッカー車
2	可燃ごみ (厨芥類含まない)	パッカー車又はダンプ車
3	不燃ごみ	パッカー車又はダンプ車 (埋立は平ボディでも可)
4	引っ越しごみ又は解体に際して家屋に残っている一般廃棄物	厨芥含む→パッカー車 厨芥含まない→パッカー車、ダンプ車、平ボディ
5	道路清掃残渣	ダンプ車、平ボディ、吸泥車
6	草木	パッカー車又はダンプ車
7	その他町長が必要と判断したもの	廃棄物の種類ごとに収集運搬に適した車両

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 2 0 年 3 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 1 月 3 1 日から施行する。